

長生郡市広域市町村圏組合の指名競争入札の概要

原則として、設計金額が50万円以上の業務委託、並びに40万円以上の物件の借入について、指名競争入札を実施します。

なお、指名競争入札は、「長生郡市広域市町村圏組合指名競争入札実施要領」、「長生郡市広域市町村圏組合契約・競争入札心得」に基づいて実施します。

令和3年4月1日以降に開札する指名競争入札から、下記のとおり郵送による入札方法に変更します。

手続きの流れ

【指名通知および設計図書等の配布】 ⇒ 【入札書郵送】 ⇒ 【入札(開札)】 ⇒ 【落札者決定】 ⇒ 【契約】

1 指名通知

指名業者に選定された場合は、入札案件ごとに指名通知書により通知します。

2 設計図書等の配布

指名の通知を受け、入札に参加する場合は、必ず設計図書等の配布を受けてください。設計図書等の配布を受けていない場合は、入札に参加することができません。

3 入札書の郵送

入札書を入札書郵送用封筒記載例により、指定された場所に郵送(簡易書留に限る)することで参加することができます。(工事費内訳書の同封が必要な場合があります。)

入札に必要な入札書等の様式は、指名通知時に配布します。

4 入札書の郵送方法

「簡易書留郵便」により、指名通知書で示した提出先に郵送していただきます。それ以外の方法(普通郵便、持参したもの、FAX等)により提出されたものについては無効となります。

5 入札書の提出期限

入札書の提出期限は、指名通知書に掲載した入札書郵送到着期限日時必着とし、期限後に到着した入札書については無効となります。

6 入札(開札)

入札は初度(簡易書留による郵送)の入札を含め3回までとします。

入札(開札)の立会いは、初度の入札参加者のみに認めます。また、入札参加者が委任状を提出した場合は代理人の立会いを認めます。

再度入札は、立会いを行った入札参加者のみで実施し、立会いのない入札参加者については再度入札を辞退したものとみなします。

7 落札者の決定

指名競争入札では、開札後、最低金額での入札者が落札者となります。(最低制限価格を設定する場合があります。)

8 入札結果の公表

契約締結後、組合総務課において閲覧の方法により公表します。また、組合ホームページにおいても公表します。

9 その他

- ① 入札参加者は、入札公告及び「長生郡市広域市町村圏組合指名競争入札実施要領」、「長生郡市広域市町村圏組合契約・競争入札心得」等を熟知し、入札書を郵送してください。
- ② 入札書を投函する前に、再度必ず内容をチェックし、確認をして下さい。
- ③ 入札書到達の有無等の問い合わせには、一切応じません。

問い合わせ先

長生郡市広域市町村圏組合

事務局 総務課 管財係

電話：0475(23)0107

FAX：0475(24)1144